

広 報

ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

特集

首都直下地震対策専門調査会報告まとまる

2005年 9 月号

No. 29

台風第14号により浸水した住宅地（宮崎県宮崎市）



鹿児島県垂水市の土砂災害現場



監修 内閣府防災担当

CONTENTS

- 2 **巻頭言**
伊藤 滋 財団法人 都市防災研究所会長
- 4 **中央防災会議を開催**
- 5 **特集：首都直下地震対策専門調査会報告まとまる**
(寄稿) 中林 一樹 首都大学東京大学院都市科学研究科長
(寄稿) 安井潤一郎 全国商店街震災対策連絡協議会理事長
- 10 **災害報告**
千葉県北西部を震源とする地震、宮城県沖を震源とする地震
都市型震災対策関係省庁局長会議、台風第14号等
- 12 **動向・報告**
「稲むらの火」の紙芝居、DVDを作成
平成17年度大規模津波防災総合訓練と「稲むらの火」について
事業継続ガイドライン第一版の策定
- 16 G8サミットにおける防災に関する声明について
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法の施行
富士山広域防災対策のとりまとめ
- 20 **トピックス**
平成17年度総合防災訓練
平成17年防災功労者を表彰
防災フェア2005を開催
第1回全国防災まちづくりフォーラムの開催
- 23 **Information**
人事異動
7～9月の動き
10～11月の予定
被災者生活再建支援金の支給状況

迫り来る首都直下地震に備えて

去る7月22日、私が座長を務めた中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」では、約2年間に渡る検討の成果として「首都直下地震対策専門調査会報告書」を発表しました。

南関東地域では、2～3百年間隔で発生する関東大震災クラスのマグニチュード8クラスの地震の間に、マグニチュード7クラスの地震が数回発生しています。今回の首都直下地震に係る被害想定では、地震発生条件設定としていくつかのケースを取り上げましたが、マグニチュード7.3の東京湾北部地震が夕方18時、風速15mのケースで発生する場合に、死者数約11,000人、建物全壊棟数約85万棟、経済被害約112兆円というきわめて深刻かつ甚大な被害が生じるといふ被害想定結果が出ました。

では、どのような対策を打てば良いのか。主なもの4つをご紹介します。

第1に、中央省庁、国会、民間企業の本社などの首都中枢機能が、地震後、すぐに機能を回復し、業務の継続性が維持できることです。国際的な日本の信用に係ることだけに、中央省庁をはじめ、企業等がBCP（事業継続計画）をつくり、耐震強化、データの保全、コンピュータに対する電力の確保、非常用電源確保などを行う必要があります。

第2に、予防対策として地震に強いまちをつくることです。特に建物が倒れない、燃えないようにする必要があり、住宅だけでなく学校と病院の耐震化を早急に進める必要があります。また、密集市街地では延焼による被害拡大を防ぐため、延焼遮断帯の整備のほか、初期消火が重要です。死者数約11,000人のうち約57%は火災によるものであり、現在約46%とされている初期消火率を皆さんで努力して75%ぐらいに引き上げてもらいたい。そうすれば火災による死者や被害が何兆円も減ることになります。

第3に、大量に発生する避難者対策です。避難所で生活する人の数は、阪神・淡路大震災の時の10倍以上と想定されています。疎開、帰省、空きホテル、空き家を活用するなどの対策を検討する必要があります。

第4に、約650万人にも及ぶとみられる帰宅困難者対策です。大量の帰宅困難者が、一斉に徒歩で帰宅しようとする大きな混乱が生じるおそれがあります。平日の昼間の発災であれば、帰宅困難者の多くは企業や学校に属している方々ですので、企業等の協力により、すぐに帰宅するのではなく、しばらくは留まってもらうことが重要です。そのためには、家族の安否確認や従業員のための飲食料の備蓄等が必要です。都心に留まっている間、帰宅困難者となった方々に、被災地の救援活動に参加してもらおうといった逆転の発想もできると思います。

首都直下地震では、膨大な量の被害が想定され、その対応策として行政による「公助」だけでは限界があります。高齢者の救出などでも、地域コミュニティ等による「共助」は非常に重要です。社会全体で「自助」、「共助」、「公助」による被害の軽減に向けた備えを実践する「国民運動」として展開する必要があると思います。



財団法人 都市防災研究所会長

伊藤 滋

台風第14号災害 - 政府調査団を宮崎県に派遣 - (9月9日) →本文P11参照



■土砂が流出した被災地 (政府調査団ヘリコプターから)



■被害状況を確認する村田防災担当大臣を団長とする政府調査団



■浸水被害を受けた病院

総合防災訓練 →本文P20参照

(9月1日 千葉市総合防災訓練会場)



防災フェア →本文P22参照

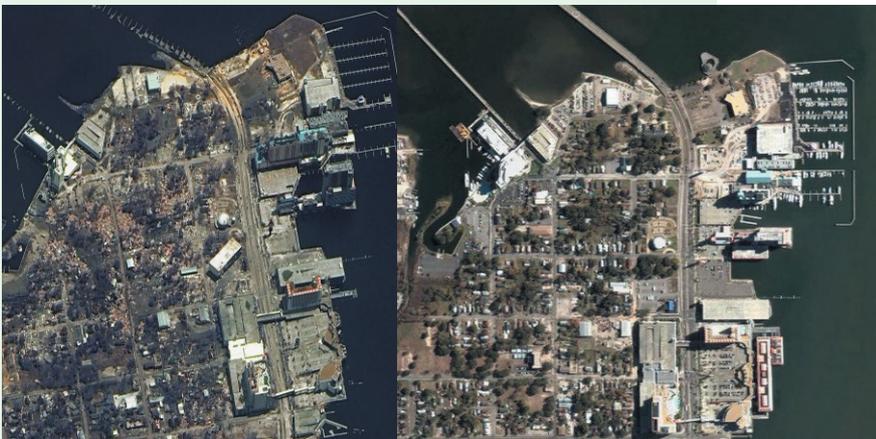
(9月2日～5日 於：仙台市)

■会場風景



ハリケーン・カトリーナ →本文P11参照

ハリケーン・カトリーナにより被災したアメリカ・ミシシッピ州ビロクシ市



被災後 (8月31日撮影)

被災前 (4月12日撮影) (C)DigitalGlobe/日立ソフト



■開会のテープカット

中央防災会議を開催

平成17年7月26日、総理官邸において、中央防災会議が開催されました。

平成17年版防災白書について

議事については、まず、「平成17年版防災白書」においても、その重要性を指摘していますが、今後は災害被害の軽減に向け、国民一人ひとりの防災意識の醸成や地域コミュニティの防災力の向上を図るため、国民運動を展開していくことが重要になります。このため、今回の中央防災会議では、国民運動の推進に関し、安井潤一郎早稲田商店会会長から、防災、リサイクル、地域教育等多様なテーマで住民、大学、有識者を巻き込んでオープンなまちづくりを展開している取り組みについて、ご説明いただきました。説明に対し、北側国土交通大臣からは、首都圏等の都市部での地震対策として住宅・建築物の耐震化の推進について、和田委員からは、災害時に近隣の者がお互いに助け合う共助の精神を再構築することの必要性について、また橋本委員からは、コミュニティの活動を進めることが国民運動を盛り上げる条件となることについてご発言があるなど、活発な意見交換が行われました。

その後、国民運動を推進するための基本方針や、運動の推進に向けた具体的手法を専門に調査するため、中央防災会議に「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」を設置することを決定しました。今年度中に、この専門調査会において検討結果をとりまとめることとしています。

平成18年度防災対策の重点を決定

次に、平成18年度防災対策の重点を決定しました。防災対策の重点の決定は、今年度で3度目となりますが、平成18年度に向けての関係機関の取り組み方針となるものです。

具体的には、以下の7本の柱を立てています。

- ①「備え」を实践する国民運動の展開
- ②建築物の耐震化の推進
- ③迅速・的確な防災情報の提供
- ④防災関連施設の整備
- ⑤災害応急体制の整備
- ⑥被災地の復旧・復興支援
- ⑦国際防災協力の推進

防災基本計画の修正を決定

また、防災基本計画の修正について決定しました。防災基本計画は、災害対策基本法に基づく計画であり、関係機関の防災業務計画および地域防災計画の基本となるものです。この1年の各種災害の経験をふまえ、必要となる措置を追加するとともに、中央防災会議の専門調査会等で調査・検討した成果を新たに計画に盛り込み充実させたものです。

今回は、国民運動の展開、地震防災戦略、津波対策のほかに、災害時要援護者対策や女性の視点に配慮した避難場所の整備等、前回昨年3月の修正以降に中央防災会議等において取り上げられた防災施策に関する主要事項を反映する修正を行いました。

首都直下地震対策専門調査会報告書について

さらに、7月22日にとりまとめられた首都直下地震対策専門調査会報告書の概要について報告を行いました。首都直下地震対策の柱は、首都中枢機能の継続性の確保と、膨大な被害に対する軽減策であり、これらについて国民運動を展開し、社会全体で取り組むことが必要です。今後は、対策のマスタープランとなる「首都直下地震に係る大綱」をとりまとめていくこととしております。

最後に総理から、国民運動の推進に関する専門調査会においては、多くの方々に参加いただき良い提案・成果をとりまとめるよう努力すること、また、地震対策としては耐震化等も重要であり、一般の方も含めいろいろな方々の御意見を参考にして、災害に強いまちづくりに力を入れること、について指示がありました。



■中央防災会議（7月26日）で発言する小泉総理大臣

首都直下地震対策専門調査会報告まとまる

首都直下地震の切迫性と

中央防災会議専門調査会の検討経緯

首都地域では、大正12年（1923年）に関東大地震（関東大震災）が発生し、未曾有の大災害を引き起こしました。この関東大地震は、いわゆる「海溝型」の地震で、地震の規模はマグニチュード8クラスという巨大地震です。首都地域では、このような「海溝型」の巨大地震は200～300年間隔で発生すると考えられています。現在は1923年の関東大地震から80年余りが経過したところであり、次のマグニチュード8クラスの地震が発生するのは、まだ100年以上先と考えられています。

一方、次の「海溝型」の地震に先立って、プレートの沈み込みによって蓄積された歪みの一部が、いくつかのマグニチュード7クラスの地震として放出される可能性が高く、次の「海溝型」の地震が発生するまでの間に、マグニチュード7クラスの「首都直下地震」が数回発生することが予想されており、その切迫性が指摘されています。

これまで、中央防災会議では、昭和63年にマグニチュード8クラスの関東大地震と同じタイプの地震について被害想定を行い、それに基づく「南関東地域震災応急対策活動要領」を策定しています。さらに、平成4年には、マグニチュード7クラスの直下の地震を念頭に置いた「南関東直下の地震対策に関する大綱」を策定し、南関東地域の地震対策を推進してきましたが、マグニチュード7クラスの地震の被害想定は行っていませんでした。

首都直下地震対策については、「首都中枢機能維持」や「企業防災対策」といった新たな観点からの対策強化が必要となり、さらに、近年、関東地域の地殻変動に関する定点観測網が充実し詳細なデータの蓄積等により直下の地震像の明確化が可能な状況となってきました。

このような状況を踏まえ、中央防災会議では、平成15年5月に「首都直下地震対策専門調査会」（以下「専門調査会」という。）の設置が決定され（第1回専門調査会は同年9月開催）、これまで、専門調査会において、首都直下で発生するマグニチュード7クラスの地震像を明確化するとともに、被害想定を実施し、わが国の経済・社会・行政等の中枢機能が集積するエリアとしての首都の特性を踏まえた新たな視点から、

首都直下地震対策を検討してきました。そして、平成17年7月22日には、専門調査会において報告書がとりまとめられました。以下では報告書の内容を紹介します。

首都直下地震の被害想定

首都地域の地殻構造をみると、一番上に北米プレートがあり、その下にフィリピン海プレートが沈み込み、さらにその下に太平洋プレートが沈み込むという3層の構造となっています。このため、首都直下で発生する地震のタイプは複雑になりますが、震源の深い地震については地表面での揺れが小さくなることから、専門調査会では、①地殻内の浅い地震と、②フィリピン海プレートと北米プレートとの境界の地震を対象としました。

①地殻内の浅い地震は、活断層で発生する地震と、活断層が地表に認められない場所でも発生するその他の地震があります。活断層については5つの地震を想定しました。その他の地震についてはどこでも地震が発生する可能性があることから都心部や県庁所在都市等の直下で発生する10の地震を想定しました。

②フィリピン海プレートと北米プレートとの境界の地震については、プレート境界の領域のうち、近年の地震学の調査研究から発生の可能性の低い領域を除いて3つの地震を想定しました。

以上、専門調査会では合計18のタイプの地震について、地震の揺れ、人的・物的被害等について被害想定を行いました。このうち、②のタイプの中のマグニチュード7.3の“東京湾北部地震”が、1) ある程度の切迫性が高いと考えられる地震であること、2) 都心部の揺れが強いこと、3) 強い揺れの分布が広域的に広がっていることから、首都直下地震対策を検討していく上での中心となる地震として位置づけており、被害想定および対策の検討にあたっては東京湾北部地震を対象としています。

東京湾北部地震では、建物倒壊および火災延焼による死者が膨大で、18時・風速15m/sの時の死者数は約11,000人、18時・風速3m/sで約7,300人と予測されています。さらに、これに伴う膨大な経済被害の発生が予測され、直接被害、間接被害併せて18時・風速15m/sで約112兆円、風速3m/sで約94兆円の被害額が予測されています。また、避難者数が最大で700万人、帰宅困難者は650万人と甚大な被害が想定されています。

対策の基本的方向

東京湾北部地震の被害の特徴は、「首都中枢機能障害による影響」と「膨大な人的・物的被害の発生」の2点です。また、政治、行政、経済の中枢機能の障害は、応急対策の中核的役割としての機能の障害でもあり、その場合には「膨大な人的・物的被害の発生」を拡大させることとなります。首都直下地震対策を検討する際には、これらの特徴を十分に踏まえる必要があります。「首都中枢機能の継続性確保」と「膨大な被害の軽減と対応」、さらには社会全体のあらゆる構成員が総力をあげて対処する「国民運動の展開」を対策の柱としています。

首都中枢機能が集積する首都地域は、全国、海外との関連が密接です。このため、首都中枢施設とこれらの機能を支えるライフライン・情報インフラ・交通インフラ、ヒト・モノ・カネ・情報が、被災して業務の継続性が確保されない場合、その影響は、被災地に止まらず、国内外に及ぶものと予測されます。首都中枢機能の継続性を確保し、資産価値や金利の大幅な変動などによる国内外への重大影響を回避することは、国際社会の一員としてわが国が果たすべき責務であり、そのための十分な予防・応急対策を講じることが必要となります。国内外への重大影響を回避するためには、発災直後（特に3日間程度の応急対策活動期）においても、「首都中枢機能の継続性」を確保する必要があります。

人口、資産、情報等が高度に集積する首都地域では、首都直下地震が発生した場合、ありとあらゆる分野において「膨大な被害」が想定されます。発災後の応急対応力には自ずから限界があるため、今のうちからできる限り地震時の被害量を軽減するためのミティゲーション策（減災対策）に計画的に取り組むことが重要です。特に建物の耐震化は、その後の火災被害や避難者の発生等にも影響する重要な対策であり、重点的に取り組むべきです。その上で、被害発生時の人的・物的対応力の強化に努めるなど、予防対策、応急対策、復旧対策の各段階でとるべき対応を明確にし、精神的に取り組んでいくことが重要となります。

首都直下地震では、多様な被災事象が大規模かつ同時に発生して、その影響が全国、世界へと波及します。膨大な規模に及ぶ被害を軽減させるためには、行政による公助だけでは限界があり、社会のあらゆる構成員が相互に連携しながら総力を上げて対処していく必要があります。首都直下地震による被害の軽減に向け、「公助」「自助」「共助」による防災対策を推進するべきです。

実施すべき対策

(1) 首都中枢機能の継続性確保

発災直後（特に3日間程度の応急対策活動期）においても、首都中枢施設として「継続性を確保すべき対象」を、①政治・行政機能：国会、中央省庁（緊急災害対策実施部局）、都庁、駐日外国公館等、②経済機能：中央銀行（日本銀行）、主要な金融機関（都市銀行など）および決済システム（東京銀行協会など）それぞれのオフィス・電算センターとします。特に発災3日間程度の応急対策活動期を念頭に置いて、これらの首都中枢施設の機能継続性確保に不可欠なライフライン・情報インフラ・交通インフラを挙げると、電力（非常電源用燃料を含む）、水道、通信・情報（中央防災無線、電話、衛星通信、インターネット、放送）、道路（高速自動車国道、首都高速道路、一般国道等の幹線的な道路）、鉄道、航空（空港、航空管制等）となります。

これら各々の首都中枢機能が果たすべき役割に注目し、発災後3日間においても最低限果たすべき機能目標を発災時間経過ごとに設定します。例えば、中央省庁（緊急災害対策実施部局）は、被害状況の把握、被災地への救援のための調整や必要な指示等、広域的な応急対策活動をオペレーションする役割を担っています。このため、目標は、「発生から1時間以内であっても通信連絡手段が継続的に確保され、非常参集連絡の実施、危機管理センターでの必要な情報の集約およびリアルタイムの情報共有ができるようにする。」、「さらに、全閣僚および緊急参集チームメンバーは危機管理センターに参集し、情報収集ヘリコプターからの画像伝送等による被災規模の把握や情報先遣チームの派遣等の政府としての対処方針の決定等ができるようにする。」、「その後、速やかに緊急災害対策本部を開設し、災害対策基本法第28条の6に基づく緊急災害対策に関わる“指示”を含む広域的な応急対策活動についてオペレーションを行うとともに、国として重要なアナウンスを国内外に発信できる体制とする。」などとしています。

これら目標を達成すべき方策として、中央省庁で必要な業務が継続できるよう中央省庁版BCP（Business Continuity Plan 事業継続計画）の策定、庁舎の耐震強化、ライフライン系統の多重化、電算センターおよびオフィスのバックアップ機能の充実、緊急参集要員の徒歩圏内居住、中枢施設に係わる電力・通信の優先復旧等が必要です。

(2) 膨大な被害の軽減と対応

① 建築物の耐震化

建築物の耐震化は、その後の火災被害や避難者の発生等にも影響する重要な対策であり、重点的に取り組むべき課題です。このため、耐震改修に対する補助や優遇税制、耐震化促進のための制度の整備、公共施設の耐震化のための数値目標設定等の耐震化の促進方策が必要です。

② 火災に対する防災対策

地震時の火災による被害は、揺れで全壊した家屋で出火しやすいことや、風速等の条件によっては、延焼が拡大し、逃げ遅れ・逃げ惑いなどが生じ、多数の死者が発生することが特徴です。首都地域では、特に環状6号線から7号線の間を中心に老朽化した木造住宅密集市街地が広域に連担しており、同時に火災が多発した場合、消防機関による消火が極めて困難な状況となります。このため、市街地の面的整備、避難機能・延焼遮断機能を持つ都市の骨格防災軸（防災環境軸）の創出のほか、平常時からの地域コミュニティの再構築、消防団の充実・強化、自主防災組織の育成・充実、防災教育の充実、訓練の実施などにより、初期消火力の充実・強化が必要です。

③ 避難者対策

避難所に依拠する避難者の数は、過去に発生した阪神・淡路大震災や新潟県中越地震に比べて膨大になると予測されるため、地方公共団体において指定する避難所のほか、多様な対策メニューが必要です。避難所に収容する人数を大幅に減少させるために、一時的に被災地外に居住することにより避難所に依拠する者そのものを減らす疎開・帰省の奨励・斡旋や、避難所全体としての収容力を増強するためのホテル、空き家等、既存ストックの活用など多様な対策メニューをあらかじめ用意しておく必要があります。

④ 帰宅困難者対策

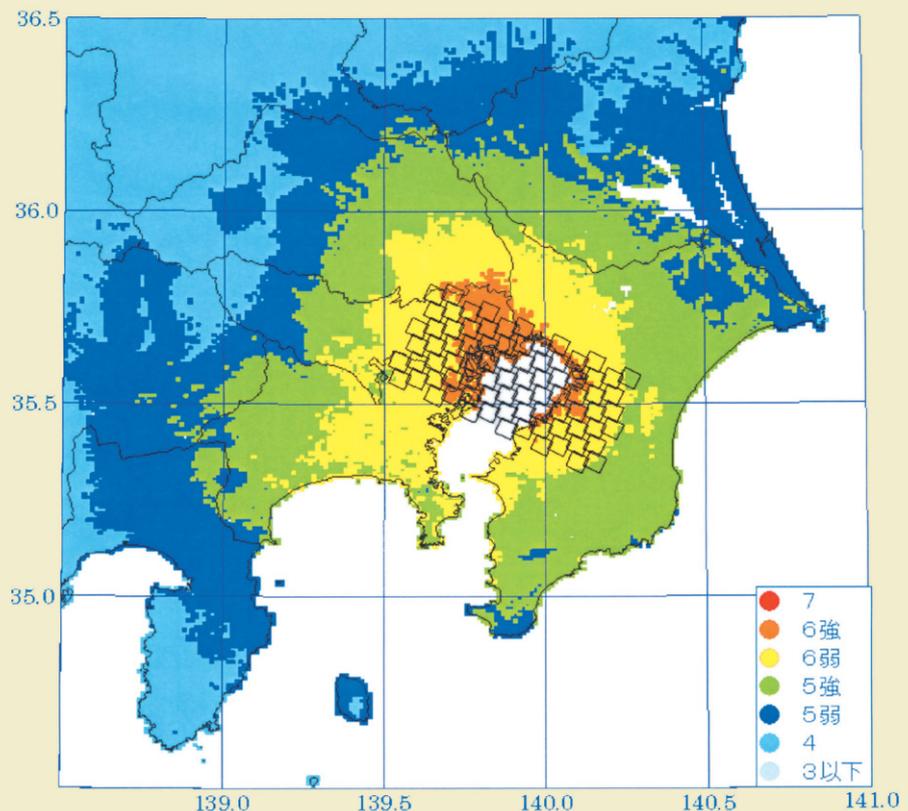
膨大な数の帰宅困難者の発生が予測されるため、都心部から居住地に向けて一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応

急対策活動の妨げとなるなどの混乱が生じます。このため、これら膨大な帰宅困難者の発生による混乱を防止する対策を重視するべきです。平日に発災した場合の帰宅困難者は、企業や学校に所属する人が多いため、企業や学校の協力による帰宅行動者の軽減対策を図ることとします。そのため、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底、この基本原則に沿った行動を実現させるために、企業・学校等による自社従業員や教職員・児童生徒等の一定期間の収容、家族を含めた安否確認等の体制整備が必要です。さらに、企業への来客者等に対しては、企業による一時的な収容、地方公共団体が準備している一時的避難場所への誘導等、企業が果たすべき社会的責任の考え方について検討する必要があります。

今後の対応

今後、専門調査会報告を踏まえ、中央防災会議では、首都直下地震対策のマスタープランとなる大綱を策定します。さらに、定量的な減災目標と具体的な実現方策を定める地震防災戦略の策定、地震発生時の各省庁の具体的な役割等を定めた応急対策活動要領の策定を行うほか、経済活動の維持・回復等の非常時に実施すべき具体的な経済対策を定めた地震時経済対策要領の検討を行うこととなっています。

■ 東京湾北部地震（M7.3）の震度分布



最近の地震が警告する大都市防災の課題

首都大学東京大学院都市科学研究科長

なかばやし いつき
中林 一樹



7月23日、東京を震度5強の揺れが襲いました。その日、私は震災復興の調査を継続している台湾に、今年度初めての調査に出発した日でした。南投市に

着くと、東京で大きな地震があったというニュースで、テレビでは駅にあふれる帰宅困難者が写されていました。鉄道各社が設置している地震計が震度5を観測すると、列車を停止して施設の安全確認を行うという地震対応マニュアルにしたがって列車運行は停止され、安全点検の間、駅で鉄道再開を「待たされた」人々でした。確かに揺れたが、周りには被害を受けた建物もなく、電車の再開を多くの人が待ったのです。しかし、問題は再開までの時間とそれを待つ人の「多さ」でした。大都市の問題とは、質的問題と同時に量的問題になります。地震災害時のそれも、まさにそうです。電車が止まったことが問題なのではなくて、その結果何十万、何百万の人が「困った」という問題でした。それが「大都市問題」だったのです。

多くの人が、携帯電話をかけました。「お父さん迎えに来てよ」と伝えたかった人も多かったようですが、輻輳して通じませんでした。これも量の問題です。多くの人が自動車ではなく電車で遠くまで出かけるということが、この帰宅問題を大きくしているのですが、これは大都市の「質」の問題でしょう。

6万基とも言われるエレベーターが、揺れを感知して、安全確保のために自動停止しました。建物の階の途中で停止してしまったエレベーターでは、70人以上の人が「閉じ込められた」のです。もしもっと大きな地震であれば、14万基とも言われる東京のすべてのエレベーターが、安全確保のために停止するでしょう。そして安全に再開させるために、技術者によって点検され、一台ずつ再運転されていくことになります。6万基でも12時間以上待たされたエレベーターが続出しましたから、もっと大きな地震では停止後の復旧には何日も必要となるでしょう。ここにも、「量」の問題があります。エレベーターの自動復帰についての技術的な検討が始まっていますが、東京の建物に被害が発生するような大地震では、自動復帰にも限度があります。

東京の市街地の高層化に比例して、エレベーターは

増え続け、エレベーターのない状況は考えられない高層階での業務・生活・娯楽が、都市の姿になっています。しかし、その上下移手段の停止は、高層空間という都市の「質」の問題を突きつけました。新潟県中越地震（平成16年10月23日）では山間地域で移動空間である道路が崩落し「孤立集落」が発生したのですが、大都市ではエレベーターが安全確保のために止まって「孤立住宅」が発生したのです。また、この中越地震や宮城県沖を震源とする地震（8月16日）など遠隔地の地震によって、東京では、超高層ビルのエレベーターが停止したり、そのワイヤーが切れたりする、長周期による被害が発生しています。これも、現代都市の「質」に係わる災害問題なのです。

内閣府の東京湾北部地震の被害想定では、冬の夕方18時、風速15m/sの強風の中でこの首都を震度6強の揺れが襲ったら、建物の全壊・全焼85万棟（うち全焼65万棟）、帰宅困難者約650万人、直後の避難者約750万人、死者約11,000人といった「大量被害」が発生するとしています。最近の地震は、ライフラインが供給継続してもエレベーターの停止による高層階での居住困難や業務困難、さらに、帰宅困難者は出勤困難者となり業務困難を引き起こすなど、さまざまな大都市の「質」に係わる災害対策への警告を発しています。

自分の被災状況をイメージトレーニングし、一人ひとりが冷静に対応できれば、大都市災害の量の問題を乗り越えられるはずですが、被災した都心から遠く離れた自宅に住む帰宅困難者も、職場に飲み水や食糧を確保しておき、家族の安否確認ができれば、帰宅困難者から被災対応のマンパワーに早変わりなのです。最近の地震は大都市の一人ひとりに、心と対策の準備を呼び掛けてくれた地震だったのです。



震災を切り口にした地域間交流、物流、商流を

全国商店街震災対策連絡協議会 理事長

安井 潤一郎



東京新宿区が一番北側に位置する西早稲田では3万人の教職員を有する早稲田大学西早稲田キャンパスを中心に、その周りを地域住民2万2千人が暮らしています。

ですから夏の2か月間早稲田のまちは人口が半分以下になります。「早稲田の夏枯れ」とか「早稲田のまちは夏は寂しい」と言われてきました。

1996年8月に商店街の有志メンバーが集まって「環境」をテーマに夏枯れ対策のイベントを開催しました。利口そうにみえて、誉められる、そんなテーマを探したら「環境」に行き当たっただけです。

その商店会が行政、企業、大学、市民運動、地域住民の皆さんのお力添えを受け、イベント会場である早稲田大学キャンパスをゴミの再資源化の実験場にするという大変評価の高い催しを行ないました。

「環境を切り口に商店街の活性化」というテーマに興味を持たれた日本中の商店街、商工会、商工会議所の皆さんが視察見学で早稲田のまちにお見えになりました。そのなかの一つに神戸の新長田の大正筋の商店街の皆さんがいらっしやいました。震災で壊滅的な打撃を受けた商店街の再生案に「環境」も面白いのでは、という事でお見えになりました。人と人のお付き合いですから馬が合う、合わないがあります。大正筋の皆さんとは大変懇意になり早稲田と神戸の往来が始まりました。1997年の事です。震災が起って2年目、発災時のいろいろなお話を聞きながら「震災対策は起こる前が大事だ」という思いを強くしました。

「大学の先生も役所の人も切迫しているとまで言っている東京直下型地震、商店会でも震災対策始めようよ」というメンバーの皆さんの意見から早稲田では商店会主導の震災対策がスタートしました。

始めて分かった事があります。我々は一連の活動を通じてまちを動かすキーワードは「儲かる事」と「楽しい事」だと学習しましたが、この国の震災、防災の活動には「儲かる」も「楽しい」も一切ありません。人の生死にを扱う震災、防災の取り組みに「儲かる」とか「楽しい」という文言は不適格、でもこのキーワードが無いからまちが動かない事も分かりました。

「我々は当事者、当事者だからこそ使える言葉があるはずだ」という事で「儲かる」と「楽しい」を前面に出

した震災対策、すなわち「震災疎開パッケージ」の開発につながりました。

震災を切り口にした地域間交流、物流、商流です。

詳細についてはホームページ (<http://www.shoutengai-sinsai.com/>) を御覧いただきたいのですが、一昨年5月に新潟県の入広瀬村、8月には長野県高遠町、昨年9月には山形県西川町、10月には福島県飯坂温泉、11月には群馬県東村への震災対策疎開ツアー現地視察の旅も開催し、参加された皆さんから大変好評をいただきました。一昨年11月には、新潟県入広瀬村の皆さんに東京に来ていただきました。

これがきっかけになって昨年10月の新潟中越地震の際には震災対策の活動で同調している長野県飯山市の皆さんが十日町の皆さんを大型バスで迎えに行き、温泉にゆっくり入ってもらい、水の出ない被災地の皆さんは洗濯物を洗って、スキー場の大きな乾燥室で衣類をあっという間に乾かしてお持ち帰りになりました。

この飯山の動きをメーリングリストで知った全国で震災対策の活動をされている商店街のお仲間が「被災地ではなく飯山に物資を送ろう」という動きを起こし、熊本、横浜、大分県別府、和歌山田辺市から物資が送られ、東京新宿区生鮮三品特販組合食肉食鳥部会からは飯山市の商店街の中にある肉屋さんに豚肉300人分の発注を行ないました。これが、「地域を元気にする特效薬は売上げだ」という考えにつながるなど、まち場の活動がドンドン広がりを見せています。

今後は行政の「信用」とまち場の「自己責任」を合体させた、本当の市民運動になると自負できる「耐震補強推進協議会」の本格稼働を目指して行きたいと思っております。



山菜に舌鼓



花束を受け取る
安井理事長(中央左)

第1回震災対策疎開交流ツアー(新潟県入広瀬村)のもよう

写真提供：全国商店街震災対策連絡協議会

地震と風水害が相次ぐ

7月末から9月初めにかけて、日本列島では震度5強以上を観測した地震が3回発生し、3個の台風が上陸しました。このため、各地で地震や台風災害等による被害が発生しています。

千葉県北西部を震源とする地震

7月23日（土）16時35分頃、千葉県北西部（北緯35.6度、東経140.1度）で、震源の深さ約73km、マグニチュード6.0（暫定値）の地震が発生しました。

東京都足立区では震度5強を観測、埼玉県草加市、鳩ヶ谷市、八潮市、三郷市、千葉縣市川市、船橋市、浦安市、木更津市、東京都大田区、江戸川区、神奈川県横浜市、川崎市などで震度5弱を観測しました。

千葉県で重傷2名のほか、東京都、埼玉県、神奈川県で合計37名の軽傷者が発生しました。また、エレベーター閉じ込め78件、地震に関連した火災4件（建物3件、その他1件）が発生しました。

政府は、23日17時05分に官邸対策室を設置（24日10時閉鎖）、同日21時30分に関係省庁連絡会議を開催しました。

宮城県沖を震源とする地震

8月16日（火）11時46分頃、宮城県沖（北緯38.2度、東経142.3度）、深さ42kmを震源とするマグニチュード

7.2（暫定値）の地震が発生しました。

宮城県川崎町で震度6弱を観測したほか、宮城県石巻市、栗原市、登米市、東松島市、仙台市、名取市、岩手県藤沢町、福



■天井が落下した屋内プールにおける被害状況の確認（8月16日：仙台市）

島県相馬市などで震度5強を観測しました。11時50分に宮城県沿岸に津波注意報が発表されましたが、13時15分に解除されました。

人的被害としては、仙台市の屋内プールの天井が落下し、遊泳者等26名が負傷したのをはじめ、岩手県、山形県、宮城県、福島県、埼玉県で、合計重傷12名、軽傷79名が発生しました。埼玉県加須市では住家1戸が倒壊し、閉じ込められた80歳の女性が救出されました。その他、一部破損856棟の住家被害が発生しました（8月22日17時消防庁調べ）。また、東北新幹線が全線で運転を見合わせ復旧は17日0時過ぎになるなど、交通機関の復旧に時間を要しました。

政府は、8月16日14時36分に内閣府武田審議官等からなる関係省庁合同情報先遣チームを宮城県へ派遣し、現地で合流した江渡大臣政務官を団長とする政府調査団として活動しました。

都市型震災対策関係省庁局長会議を開催

7月23日に発生した千葉県北西部を震源とする地震では、震度情報の遅れやエレベーターへの閉じ込め、交通機関の復旧の遅れなどの事態が生じました。このような都市型震災の課題について検証し、改善すべき点を明らかにして、今後の防災活動に活かすことが重要であることから、7月28日に第1回都市型震災対策関係省庁局長会議を開催しました。

さらに、8月16日に発生した宮城県沖を震源とする地震では、エレベーターへの閉じ込め、交通機関の復旧の遅れなどのほかに、大規模空間を持つ建築物の天井が落下し、多数の負傷者が出たことから、このような検討課題についても情報を共有することとしました。

第1回会議では、都市型震災に対する防災対策推進のため検討すべき課題とその対策をとりまとめ、9月2日に開催した第2回会議では、これらの対策に関する検討状況の中間報告を行いました。

主な検討すべき課題とその対策は以下のとおりです。

<震度情報に関すること>

- ・自治体震度情報ネットワークの迅速な送信の確保
- ・震度観測未入電や未設置地域の震度補完

<鉄道運行に関すること>

- ・運転再開までの時間の短縮
- ・輸送障害発生時の乗客等への情報提供等

<エレベーターに関すること>

- ・閉じ込め防止対策
- ・緊急地震速報のエレベーター制御への活用
- ・エレベーターの解錠手段の確保

<建築物の地震対策に関すること>

- ・天井の落下防止対策
- ・窓ガラスの落下防止対策

<道路の点検・復旧に関すること>

- ・点検、通行規制（速やかな通行規制の解除）
- ・道路利用者への情報提供

<電話の輻輳に関すること>

- ・電話の輻輳対策

これらの課題のうち、地震発生後、すぐに実施可能な対策については、すでに措置が講じられていますが、多くの課題については、対策の検討が進められているところです。このような課題については、今後早急に検討を行い、改善措置を講じていくとともに、それぞれの課題に対する対策について随時とりまとめを行い、中央防災会議に報告する予定です。

平成17年台風第14号による被害と対応



大型で強い台風第14号は、広い暴風域を保ったまま、9月6日午後2時過ぎに長崎県諫早市付近に上陸した後、九州地方北部を通過し、6日夜には山陰沖に抜け、速度を速めながら日本海を北東に進みました。7日夜には北海道の檜山支庁せたな町に再上陸した後、北海道の北部を通過し、8日朝にオホーツク海に抜けました。台風は九州・山陰地方をゆっくりとした速度で進み、長時間にわたって暴風、高波、大雨の状態が続いたことから、九州・四国地方の各地で降り始めからの雨量が9月の月間平均雨量の2倍を超える記録的な大雨となり、宮崎県南郷村神門では4日から7日までの総雨量が1,321mmとなりました。一年を通して最も潮位の高い時期であったため、九州地方や瀬戸内海沿岸で高潮となりました。

この台風による被害は37都道府県の広い範囲に及び、九州や四国、中国、北陸地方で主に土砂災害により26名が亡くなり、3名が行方不明になったほか、重傷者37名、軽傷者129名が発生しました。住家被害は、全半壊が311棟、一部損壊2,462棟、床上・床下浸水は約2万棟に上っています。

避難指示は、10都道県で合計約5万7千世帯、13万人



■現地の被害状況を確認する政府調査団（9月9日 延岡市内）

に対し、避難勧告が19道県で合計約11万7千世帯、約25万人に対して出されました。避難準備情報も3市で出され、2市では後に避難勧告に切り替えられました。自主避難は最大時で約2万8千世帯、5万6千人に上るとみられています（9月12日18時現在、消防庁調べ）。

政府は、9月5日13時に官邸連絡室を設置し、14時に緊急参集チーム局長等による協議を実施、また、第1回の台風第14号災害対策関係省庁連絡会議を9月6日16時から、第2回会議を9月8日14時から開催し、情報の共有化や対応の確認を行いました。

9月9日には、村田防災担当大臣を団長とする政府調査団を宮崎県へ派遣しました。

台風第14号に伴う大雨により、災害救助法を東京都、鹿児島県（適用日：9月4日）、宮崎県、山口県、高知県（同：9月6日）の2区17市町村で適用することが決定されています。また、鹿児島県、宮崎県、山口県、高知県の17市町村で、被災者生活再建支援法を適用することが決定されました（9月9日17時現在）。

台風第7号、台風第11号

このほか、7月26日から27日にかけて台風第7号により、静岡県と埼玉県で5名の重軽傷者が出ました（7月27日15時現在、消防庁）。また、台風第11号により、8月25日から26日にかけて、静岡県などで重軽傷者6名が発生したほか、住家の半壊・一部破損25棟、床上・床下浸水89棟等の被害が出ています（8月26日17時現在、消防庁）。

ハリケーン・カトリーナによる被害への支援

8月末に米国南部に上陸したハリケーン・カトリーナにより、600名を越す方々が亡くなっています。数十万人に及ぶ避難者が米国全域に避難し、被災地では感染症などの被害が出るなど、人命の損失と甚大な損害が生じています。

わが国は、被災者支援のため、米国赤十字社に対する20万ドルの資金供与を決定し（9月2日）、80万ドル相当までの緊急援助物資を供出する用意があることを米側に伝え（2日に30万ドル、6日に新規追加50万ドル）、まず9日に毛布およびスリーピングマットをルイジアナ州ウォーカー市およびアラバマ州モンゴメリ市に輸送し、米国赤十字社に引き渡すとともに、11日には発電機およびコードリールをミシシッピ州ジャクソン市にて、ミシシッピ州緊急事態管理庁（MEMA）に引き渡しました。さらに、国際緊急援助隊を派遣する用意があることを表明したほか（2日、日米外相電話会談）、石油の民間備蓄から約730万バレルを放出することを決定（6日）、7日以降実施しています。

「稲むらの火」の紙芝居、DVDを作成

内閣府は、新たに「稲むらの火」の紙芝居、絵本、DVDなどを作成し、「稲むらの火」のホームページを設けました。これは、国内外で「稲むらの火」の物語を活用した津波・地震防災教育を学校や地域で推進していただくために作成したものです。

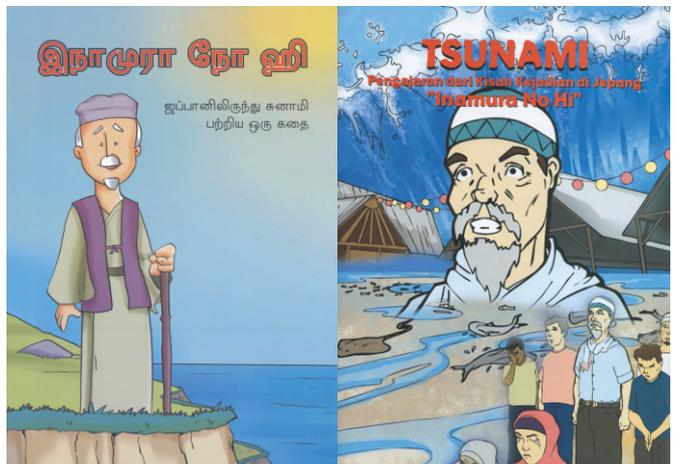
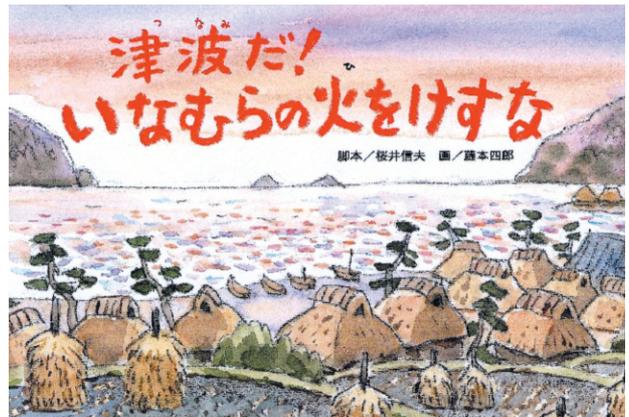
「稲むらの火」の物語は、史実に基づいた物語で、戦前から戦後にかけて小学国語読本に掲載され、広く知られていましたが、昨年末のインド洋津波の発生や相次ぐ国内の地震を受けて、いま、再び脚光を浴びています。

今後、内閣府は文部科学省やアジア防災センターと連携し、これらの素材を活用して、国内外の学校や地域で津波・地震の防災教育を広げていくこととしています。

主要なコンテンツは、内閣府防災担当ホームページからダウンロードできるほか、各県教育委員会からも借りることができます。

■国内向け資料

1. 新作の紙芝居(内閣府監修)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を主な対象に内閣府監修。全16枚。 ・史実にある堤防建設までを話を含む。 ・下記2.のDVD、3.のCDにも所蔵。 ・英語版も用意(印刷版はなく、3.のCDに搭載)。
2. DVD	<ul style="list-style-type: none"> ①1.の新作紙芝居。読み上げ付きの動画形式。 ②静岡県内各地の17の人形劇団が集まったボランティア20名により演じられている人形劇の動画。国連防災世界会議にもパブリックフォーラムのひとつとして参加。シナリオを公開し、他の方々が演じることも歓迎(詳しくは下記4.のサイト参照)。 ③静岡市の影絵劇団の方々により演じられている影絵劇の動画。シナリオを公開し、他の方々が演じることも歓迎(詳しくは下記4.のサイト参照)。 ④③の複製版紙芝居((社)再開発コーディネータ協会が、昭和17年製作の紙芝居を複製)の動画。読み上げ付きの動画形式。別途、英語版も用意。
3. CD(内閣府監修)	<ul style="list-style-type: none"> ①コンピュータ用版では新作紙芝居の印刷用の画像データ。紙芝居を作れる。日本語版、英語版を搭載。 ②小学国語読本の「稲むらの火」の全文。 ③ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)「A Living God」の中の挿話全文(英語)。
4. 「稲むらの火と津波対策」のページ	<p>内閣府防災担当ホームページ内で、「稲むらの火」の物語の紹介のほか、1.～3.に取り上げた資料、「稲むらの火」に関する諸資料、津波対策の教材、関連サイトへのリンクなどを掲載。紙芝居、人形劇、影絵劇のシナリオもダウンロード可能。 →内閣府「みんなの防災」のページ(http://www.bousai.go.jp/minna)の「稲むらの火」主要ページに対応した英語版のページも用意。</p>



■海外向け資料

アジア地域 8 か国版「稲むらの火」のストーリーを利用した津波防災のための小冊子	
対象	バングラデシュ、インド、インドネシア、マレーシア、ネパール、フィリピン、シンガポール、スリランカのアジア地域 8 か国向け
種類と言語	各国大人用と子ども用の 2 種類をそれぞれ 1,000部ずつ作成 (インドでは、それぞれヒンディ語、タミール語の 2 言語バージョンを作成。合計18バージョン)
監修	(財)都市防災研究所(アジア防災センター)
作成主体・内容	アジア地域でより効果的な防災活動を行うため、互いの知識や情報を交換すべく設立された NGO アジア防災・災害救援ネットワーク(ADRRN)に参画する NGO が、日頃から地域に密着した活動を展開している経験を活かし、対象国の歴史・文化・社会的背景を踏まえて「稲むらの火」のストーリーの紹介方法を工夫し、各国で現地のイラストレータなどの協力を得て、翻訳・翻案。「稲むらの火」のストーリーのほか、避難情報などの津波防災情報も含む。
配布	冊子は、各国の NGO が現地での活動などを通して配布

問い合わせ先：内閣府政策統括官(防災担当)付
電話 03-3593-9394 FAX 03-3581-8933

平成17年度大規模津波防災総合訓練と「稲むらの火」について

7月23日(土)和歌山県御坊市の日高港において大規模津波防災総合訓練(主催:国土交通省、協賛:内閣府)が実施され、内閣府から武田文男大臣官房審議官が出席しました。この訓練は、3月30日中央防災会議決定の平成17年度総合防災訓練大綱に位置づけられた訓練です。

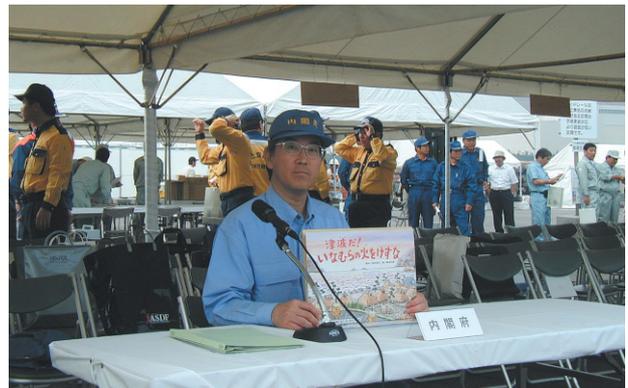
訓練は、南海トラフでマグニチュード8.6の東南海・南海地震が同時発生し沿岸域に大津波が襲来し、訓練会場となった御坊市で地震発生後25分、最大10mの津波を想定し実施されました。参加機関は和歌山県を中心に40機関、参加人員は和歌山県6,400人、同時開催の大阪府、三重県、徳島県、高知県なども含めると全体で25,000人となりました。

訓練に先立ち、武田審議官から、内閣府において地元和歌山県広川町に伝わる「稲むらの火」の物語を活用して津波防災教育を推進するため、新たに紙芝居を作成したことを紹介しました。

この中で、今回作成した紙芝居は、従来の物語が稲むらの火で津波から人々を救うところで終わっているのに加え、将来の津波に備えて堤防が建設され、その堤防が92年後、1946(昭和21)年の昭和南海地震の津波から村を守り、現代にも感謝の心が受け継がれているところまでを描いていること、内閣府としては、紙芝居を都道府県等に広く寄贈するとともに、紙芝居印刷用のCDも複製可能にして配付し、さらに内閣府のホームページからもダウンロード可能な形にしており、文部科学省とも連携して、全国すべての小学校に周知が図られるよう努めていること、また、外国向けとしては、CDの英語版を作成するとともに、アジア防災センターを通じ、アジア8カ国の現地NGOに「稲むらの火」の物語の素材を提供し、内容を現地化した形で子供向けと大人向けの冊子をそれぞれ作成しており、これらNGOが各国で配付し、広く活用される予定であることを紹介したところです。

訓練内容としては、津波情報伝達、漁船等避難、津波情報提供、水門等閉鎖、道路閉鎖、海上漂流者等救助、施設被害状況点検・被災施設の応急復旧、道路啓開、被災者救出・トリアージ・航空搬送、物資輸送など多岐にわたり、地震発生後の時間経過に合わせた訓練が実施されました。

メイン会場の日高港には、1,300人が集まり、海上保安庁の巡視船、航空機、消防船等のほか、近畿地方



■和歌山県御坊市の会場での「稲むらの火」の紙芝居の紹介

整備局の海面清掃船や陸上自衛隊の水陸両用車、警察署・消防等のヘリコプター等を投入し、関係機関が連携した訓練が展開されました。

一方、御坊市、田辺市、串本町、徳島県徳島市、三重県大紀町、大阪府堺市など、12,000人の方々が地震発生後の指定された避難場所に避難する訓練に参加しました。

また、京都大学防災研究所長の河田教授に、訓練の進行に合わせて地震、津波、防災活動などについての幅広い解説を行っていただきました。

大規模津波防災総合訓練

スマトラ島沖地震、インド洋津波災害を踏まえ、的確な情報伝達の仕組みの確実な構築、また、津波に関する知識の普及・啓発を目的に東南海・南海地震による津波に備えた大規模津波防災総合訓練を実施。

- 日 時 平成17年7月23日(土) 9:00~12:00
- 場 所 和歌山県御坊市(日高港会場)
- 主 催 国土交通省
- 協 賛 内閣府
- 後 援 公益法人等17機関
- 参加機関 40機関、6,400人

近畿地方整備局、第五管区海上保安本部、大阪管区气象台、和歌山地方气象台、近畿地方測量部、近畿運輸局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿管区警察庁、陸上自衛隊、和歌山県、和歌山県警察本部、大阪府及び関係自治体、兵庫県及び関係自治体、和歌山県御坊市・田辺市・串本町を含む沿岸13市町、日本道路公団関西支社、関西電力株、西日本旅客鉄道株和歌山支社、(社)和歌山県トラック協会、日高建設業協同組合、和歌山県立医科大学附属病院、日本赤十字社、テレビ和歌山、御坊市・三尾・美浜各漁業協同組合等

○その他

中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」のメンバーである河田恵昭教授(京都大学防災研究所長)による訓練の解説・総合評価

「事業継続ガイドライン 第一版」が策定されました

1 これまでの経緯

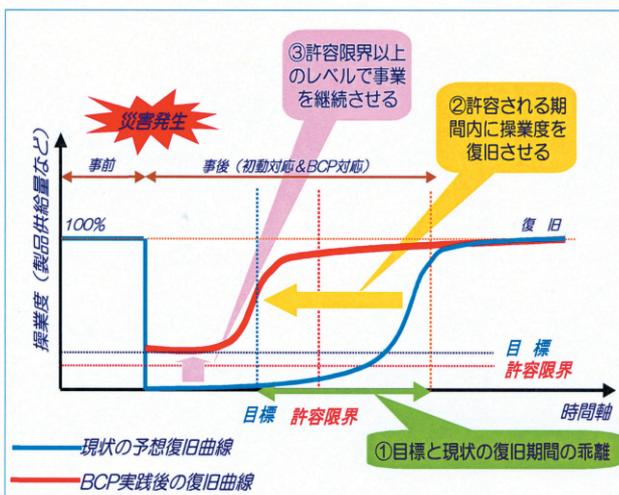
中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」では、民間や市場の力の活用をテーマに、企業や地域の諸団体の活動を支援する方策の検討を行い、平成16年10月に企業の事業継続計画（BCP）*策定の促進など具体策を示した「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」を取りまとめました。

本提言に示された具体策の具体化を図るため、平成17年1月に専門調査会の下に、BCPを普及するためのガイドラインなど、企業の防災に対する取組みを検討する「企業評価・業務継続ワーキンググループ」を設置し、平成17年8月に「事業継続ガイドライン（第一版）」を策定しました。

（*）事業継続計画（BCP：Business Continuity Planの略）

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などが典型。



■事業継続計画（BCP）の概念図

2 事業継続の取り組みとは

わが国の企業は、地震等の自然災害の経験を踏まえ、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定などの防災対策は諸外国に比べて先進的と評価されています。しかし、大手企業のBCPの策定率が欧米企業では5～6割なのに対し、日本企業が1～2割と、事業継続の取り組みは遅れています。

この事業継続の取り組みは、これまでの防災対策と異なる次のような特徴を持っています。

(1) 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定して計画を作成する。

- (2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込む。
 - (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討を進める。
 - (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧に時間や手間がかかり、復旧の制約になりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処する。
 - (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け知恵を結集し事前に準備する。
 - (6) 緊急時の経営や意思決定、管理などのマネジメント手法の1つに位置づけられ、指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいる。
- これらの特徴を踏まえ、「事業継続ガイドライン」を策定しました。

3 事業継続ガイドラインの特徴

- (1) 自然災害を熟知する日本企業は、BCPを作っても実際の被害は様々で想定どおりの被害にならず無駄と感じやすいのではないかと認識に立って、計画策定の意義を説明し、着手方法を提案しています。
具体的には、はじめに想定する災害として「地震」を推奨し、その後、段階的に想定する災害の種類を増やしていくアプローチを例示しています。
- (2) 備えの充実にはできることから具体的な検討を進めてみることで、既存の資源を活かすこと、知恵を出しあうことを推奨しています。
- (3) サプライチェーンに組み込まれた中堅中小企業が事業継続の取り組みを求められている状況も踏まえ、当面、(欧米における)事業継続のすべての要素に適合することを求めず、できる部分からの取り組みを推奨しています。
- (4) 企業にとっても事業継続が最優先ではなく、特に災害発生直後は生命の安全確保、二次災害の防止などを重視し、その後も事業継続の対応に地域との連携を意識して取り組むべきことを明確にし、従来の災害対策との整合性を確保しています。
- (5) 広域な自然災害に多く直面してきた日本企業は、地域との協調、地域貢献、共助・相互扶助などを防災対策に含めてきました。また、行政も広域災害の被害予測を発表し、地域全体の取り組みを促しています。本ガイドラインは、このような特徴を要素に取り入れています。
- (6) BCPの策定にあたっては、はじめから完璧を求めるのではなく、継続的改善を行うことを推奨しています。

4 事業継続計画（BCP）および取り組みの内容

(1) 方針

経営者は、災害時の事業継続について計画づくりに取り組んでいくことを決定し、周知し、その基本方針を策定する必要があります。また、経営者は社内外の関係者に対して事業継続に関する活動について説明し、了解をとりつけることが必要です。

(2) 計画

① 検討対象とする災害の特定

本来BCPは、どのようなリスクが発生しても重要業務を継続させるために策定されるものですが、分かりやすくなるように、地震を想定リスクとして特定して取り組みをスタートさせることを推奨しています。

② 影響度の評価

事業継続の考え方の特徴として、企業が事業を停止した場合に、その停止期間がどの程度企業に影響を与えるのかを評価し、事業としていつまで耐えられるのかの目標復旧時間を設定することがあります。この影響度の評価の結果を踏まえて、継続が求められる重要業務は何かを決定し、復旧の優先順位を設定します。また目標復旧時間を確保するために障害となる重要な要素（ボトルネック）を抽出します。

③ 重要業務が受ける被害の想定

決定した重要業務が特定した災害などのリスクにさらされて受ける被害の程度を想定します。

④ 重要な要素の抽出

重要業務が受ける被害の想定に基づき、そこが復旧しない限り生産の再開や業務復旧ができない主要な生産設備や情報などの資源を、重要な要素として把握します。

⑤ 事業継続計画の策定

経営者は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに必ず回復させるようBCPを策定します。この時、重要な要素の防御とそれが万一被災した場合の対応の二つの観点から策定します。事業継続のために特に重要な項目は、1) 指揮命令系統の明確化、2) 本社等重要拠点の機能の確保、3) 対外的な情報発信および情報共有、4) 情報システムのバックアップ、5) 製品・サービスの供給、の5つです。

⑥ 事業継続とともに求められるもの

事業継続とともに、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生等について、あわせて対応することが必要です。

(3) 実施および運用

① 事業継続計画に従った対応の実施

事業継続計画を策定した後は、予算を確保し、年次計画の中でBCPに従った対応を実施する必要があります。また、事業継続計画の対応においては、(2)の④の重要な要素の復旧計画の策定に特に注力することがポイントです。

② 文書の作成

事業継続の対策の方針、被害の想定、事業継続計画、事前準備、災害時の業務、日常の組織体制、非常時の組織体制と指揮命令系統、継続的改善要領などを含めたすべてについて、部門別や役割別に、計画書およびそれを実現するための手順を記したマニュアルを作成します。

③ 財務手当て

企業が被災した場合には、事務所・事業所の損壊焼失の復旧および財務面の信用維持のための資金が必要になります。

④ 計画が本当に機能するかの確認

重要業務が目標復旧時間内に本当に復旧できるか実際に確認しておくことが必要です。

⑤ 災害時の経営判断の重要性

備えておいても、災害は予測を超えて発生する場合があります。このような状況下では、策定していた計画に固執せず、

その計画をたたき台に臨機応変に経営者およびこれを支える事務局部門が判断していくことが重要です。

(4) 教育・訓練の実施

事業継続を実践するためには、経営者をはじめとする全従業員が事業継続の重要性を共通の認識として持つことが大切です。こういった観点からも平時から教育・訓練を継続的に実施する必要があります。

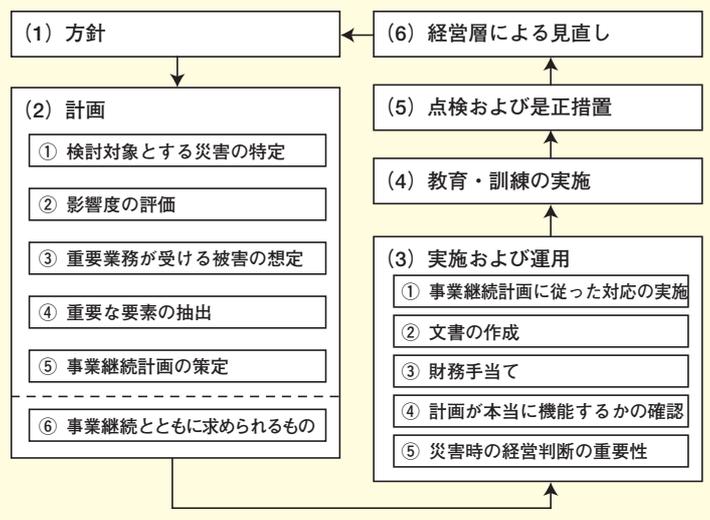
(5) 点検および是正措置

企業として1年間の業務を振り返る機会に併せて（あるいは年1回以上定期的に）、事業継続の取り組み状況を評価する必要があります。実施できているところとできていないところを把握し、日常業務の中で取り組めるところはその都度改善しなければなりません。また、評価結果や改善内容は経営者に報告されなければなりません。

(6) 経営層による見直し

経営者は、定期的な点検結果を踏まえて改善点を洗い出し、事業継続の取り組み全体を見直し、次年度以降の方向性を打ち出す必要があります。その際に、正しい現状認識を持ち、事業活動の変化を十分踏まえることも求められます。

■事業継続の取り組みの流れ



5 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、事業継続の取り組みの概要および効果を示し、防災のための社会的な意義や取引における重要性の増大、自社の受けるメリット等を踏まえて企業が自主的な判断を促すものです。

また、事業継続の取り組みには何が必要かを簡易に確認することができるよう、「事業継続ガイドライン第一版 チェックリスト」を用意しています。

各企業において、本ガイドラインやチェックリストを積極的に活用し、事業継続の取り組みを浸透されることが期待されています。

事業継続ガイドライン第一版は、下記の内閣府防災情報ホームページよりご覧になれます。
<http://www.bousai.go.jp/MinkanToShijyou/guideline01.pdf>

G8サミットにおける防災に関する声明について

内閣府大臣官房審議官（防災担当） 武田 文男

経 緯

私は、内閣府を代表して、本年7月6日から8日までグレンイーグルズで開催されたG8サミット（主要国首脳会議）に出席する小泉総理大臣に随行し、英国スコットランドに出張したところであり、その概要を報告することとした。

今次サミットにおいては、昨年末のスマトラ沖地震、インド洋津波災害を受け、「インド洋災害へのG8の対応及び災害リスク削減に係る将来の行動」に関する声明がとりまとめられた。このような防災をテーマとするサミットの声明が出されるのは、フランスのランブイエで開催された第1回（1975年）から数えて31回目となるサミット史上初の取組みである。

防災というテーマは、多くの災害を経験し、災害の予防、応急、復旧、復興等の対策に積極的に取り組んできた我が国にとって、国際社会においてリーダーシップを発揮し得る重要な分野であり、このたびのG8サミットを契機に、我が国がさらに国際防災協力の先導的役割を担っていくことが期待されるものとする。

なお、今次サミットの期間中、7月7日の午前、ロンドンで同時爆破テロが発生した。G8としては、テロに対する緊急声明を出すとともに、議長であるブレア英国首相が一時ロンドンに戻っている間、ストロー英国外相が議長代理を務め、議事が進められた。

議 長 総 括

グレンイーグルズ・サミットの議長総括においては、まず、「ロンドンに対するテロ攻撃」に関して、野蛮な攻撃を非難し、犠牲者と家族に対し哀悼の意を表し、テロ対策への取組みを強化する決意を表明した。そして、「気候変動」「アフリカと開発」「世界経済、石油及び貿易」「地域情勢及び不拡散」といった主要テーマに沿ってG8の共通認識が確認され、来年（2006年）には次回サミットがロシアで開催されることが表明された。

防災に関しては、この議長総括の「地域情勢及び不拡散」の中で、「2004年12月26日のインド洋災害の甚大な悲劇から6か月が経過し、我々は、津波後の人道援助及び復興に関する国連の活動への支持を強調するとともに、将来の災害からのリスクを削減し、人道シ



■ 厳重な警戒下の英国スコットランドにて
「システムの改革を奨励するコミットメントを確認した。」
ととりまとめられた。

防 災 に 関 す る 声 明

今次サミットにおいて、防災については、「インド洋災害へのG8の対応及び災害リスク削減に係る将来の行動」の声明が出されたが、この防災の声明のほか、「アフリカ」「気候変動、クリーン・エネルギー、持続可能な開発」「世界経済と石油」「貿易」「より効果的な執行を通じた知的財産権海賊行為及び模倣行為の削減」「不拡散に関するグレンイーグルズ声明」「G8テロ対策声明」「中東和平プロセス」「拡大中東・北アフリカとの前進と共通の未来に向けたパートナーシップ」「イラク」「スーダン」の声明が出され、合計12文書が発出された。今次サミットで防災に関して発出された声明である「インド洋災害へのG8の対応及び災害リスク削減に係る将来の行動」の主な内容は、次ページの表のとおりである。

総 理 大 臣 記 者 会 見

グレンイーグルズ・サミットの終了後、小泉総理大臣がエディンバラにおいて内外記者会見を行い、私も立ち会った。

総理は冒頭発言において、テロをはじめ、今次サミットの主要テーマについて、我が国の国際協力のスタンスを述べたが、その際、環境に関して、3R（Reduce, Reuse, Recycle）を表現する言葉として、日本語の「もったいない」を紹介するとともに、防災に関する言葉である「津波」という日本語が世界的に共通の言葉として通用していることを紹介した。

日本の国際防災協力

我が国は、これまでも、防災に関する国際協力に積極的に取り組んできた。1994年に横浜市において世界で初めての「国連防災世界会議」が開催され、さらに、阪神・淡路大震災から10年を迎える本年1月には、2回目の「国連防災世界会議」が兵庫県神戸市で開かれた。この兵庫会議の直前に、インド洋地震津波災害が発生し、防災に対する世界の関心が大いに高まり、多くの国の参加のもと熱心な議論が展開された。

この会議においては、今後10年間に於ける世界の災害の被害軽減に向け、持続可能な開発に関わる政策に減災の観点を取り入れること等を国際社会の戦略目標に位置づけ、災害に強い国・コミュニティの構築を推進するとともに、この目標達成のための優先行動メニューを設定し、各国や国際社会が具体的に取り組むことを定める「兵庫行動枠組

2005-2015」がとりまとめられ、また、兵庫行動枠組の実施とフォローアップのためのあらゆる関係者の行動を呼びかける兵庫宣言が採択されたところである。

今回、グレンイーグルズ・サミットにおいて、下表にあるように「兵庫行動枠組2005-2015」が災害リスク削減に関する国際社会の作業のための重要な基礎として明確な位置づけがなされたことは、我が国が世界において国際防災協力のリーダーシップをさらに発揮することを大きく期待されているものと考えられる。

我が国が幾多の災害の経験や教訓により培った防災に関する知識・技術等を活用し、日本の顔の見える国際貢献の重要なテーマとして、世界の減災に向けた国際防災協力を一層推進していくことが必要であり、今次サミットを契機に、内閣府としても、関係機関と連携を密にしながら、さらに積極的に国際防災協力に取り組んでまいらる所存である。

「インド洋災害へのG8の対応及び災害リスク削減に係る将来の行動」の主な内容

(序論)

- 12月26日のインド洋災害の衝撃的な悲劇に対する国際的な対応は、即時かつ圧倒的であった。
- 被災国政府と国際社会の最初の数か月の焦点は、食料、水、医薬品、避難所の提供などの即時の人道の救済の提供であった。
- G8は、現在、津波への即時の人道対応の後、長期的な問題を検討してきている。
- 地域社会と人々の暮らしは、今、再建される必要があり、将来のリスクは削減されるとともに、地域社会は将来における同様の現象に対し、より強靱となる必要がある。

(早期警戒システム)

- 我々は、国連事務総長が要請したように、世界的な早期警戒能力の向上のための国際的な努力を支援する。我々は、実施の責任は、他のパートナーからの支援を得て、地方、国及び地域レベルにおける政府及び関係者にあると考える。また、我々は、津波早期警戒システムのための国連教育科学文化機関(ユネスコ)政府間海洋学委員会 (IOC) 等を通じ、国際レベルにおいては国連に調整のための強い役割があることを認める。
- 我々は、国際社会の目的は、災害の脅威に対する脆弱性を低減させることであるべきと考える。
- 早期警戒システムは、津波のみでなく、できるだけ多くのハザードを対象とするべきであり、また、国及び地域レベルの既存のシステムを基に構築し、いかなるギャップをも補うものであるべきである。
- 我々は、また、国際防災戦略 (ISDR)、国連開発計画、国連環境計画、ユニセフ、国連人道問題調整部、国連世界食糧計画、世界保健機関、国連食糧農業機関及び世界気象機関が果たす重要な役割を認識する。これらの機関は、早期警戒システムが複数のハザードに対応し、世界規模である必要があることを認識すべきであり、活動を調整する必要がある。
- 我々は、世界的及び地域的に大きいインパクトがありそうな潜在的な自然ハザードについて、科学者が政策決定者に助言することを可能にする自然ハザード評価に関して、全地球観測システムと協力して、国際防災戦略を含めた国連が調整する既存の国際防災枠組みの範囲内で、より緊密な調整を支援する。
- 国際赤十字・赤新月社のような、地元の人々とともに地域社会レベルで主要な役割を果たしている非政府の関係者と協力するべきである。
- 包括的核実験禁止条約機関のネットワークなどの既存の地震ネットワーク、潮位計、その他の早期警戒システムからのデータのリアルタイムでの交換により、すべての国から十分に支援されるべきである。
- 我々各国は、災害管理の経験及び災害が起りやすい国との作業の経験並びに津波早期警戒における実践の経験を蓄積することができ、これにより、暫定的な津波監視情報の提供を含め、必要な場所及び時期にこれらの経験を共有することができる。

(災害リスク削減の支援)

- 早期警戒のみが、災害リスクを根絶するのではない。災害リスク削減のため、我々は、国連、世界銀行その他の多国間開発銀行及び開発途上国と協力し、これらがより効果的に災害リスク削減に取り組むことを助ける。
- 我々は、また、我々の開発関係省庁その他の省庁における災害リスク削減に対する関心をいかに高めていくかについて検討する。
- 災害リスク削減の支援の問題は、二国間及び多国間開発計画における災害リスク削減の優先順位づけを高めることを通じて、また、ハザードに直面している地域社会を動員するための人間を中心とした対応計画を通じて、対処することができる。
- 2005年1月の国連防災世界会議で採択された兵庫行動枠組2005-2015は、災害リスク削減に関する我々の作業のための重要な基礎となり得る。
- 国連は、より効果的な国際防災戦略を構築するためのコミットメントを含め、防災を支援するより強力なリーダーシップを発揮すべきである。援助国は、より多くの柔軟性のある資金の配分等を通じて、このプロセスを支援すべきである。我々は、二国間援助には積極的な役割があり得ると認識する。
- 国際防災戦略は、教育及び地域サービス並びに適切な建設基準及び土地利用計画などの分野における最善の慣行の普及の必要性を強調しつつ、災害リスク削減における提言メカニズムとして有効に機能し得る。

(人道システムの改善)

- 津波の影響の重大さは、適時かつ適切な方法で危機に対応することができる効果的かつ効率的な国際人道システムの重要性を実証した。我々は、この機会に、人道システムの強化及び人道支援の人間性、公平性、中立性、独立性の決定的な重要性を強調する。
- 我々は、人道的対応の調整及び適時性を改善するための努力を支持する。我々は、先の津波災害後の効果的な災害支援の提供における国連人道問題調整部 (OCHA) の強いリーダーシップを認識する。
- 我々は、人員、ロジスティックス、輸送及び援助を十分に配分する手段など、国連の要請に応じて個々の国連加盟国により提供された必要な資源及び能力へのアクセスの強化等を通じて、緊急時における国連の調整的役割及びより迅速かつ効果的に対応する国連の能力を強化するためのイニシアチブを探求する用意がある。

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」施行

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策に関する特別措置法」が9月1日施行されました。北海道の東方沖から千葉県の東方沖にかけての太平洋側の広い範囲にわたる日本海溝・千島海溝周辺の海域での発生が懸念されている大規模地震に係る地震防災対策への取り組みが本格的に動き始めます。

法の目的および概要

本法は、日本海溝・千島海溝周辺において、約40年間隔で発生する宮城県沖地震や大津波の発生を伴うこともある三陸沖の地震など歴史的に繰り返し発生しているマグニチュード7～8クラスの大規模な海溝型地震による被害軽減を目指すものです。地震の震源域は、そのほとんどが海溝周辺にあり、陸地から離れているため、揺れによる被害は比較的小さいものの、津波による被害が相当甚大なものになることが懸念されています。

これらの目的を達成するため、内閣総理大臣が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による著しい被害が生ずるおそれのある地域を推進地域として指定し、津波からの円滑な避難対策を含めた必要な地震防災対策に関する各種計画（基本計画、推進計画、対策計画）の策定、地震観測施設等も含めた地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等の施策を柱として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進を図ることとされています。

推進地域指定および各種計画作成の流れ

推進地域の指定にあたっては、内閣総理大臣が中央防災会議に諮問して行うものとされていますが、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴くものとされ、さらに都道府県知事は、その意見を述べるにあたって、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとされています。

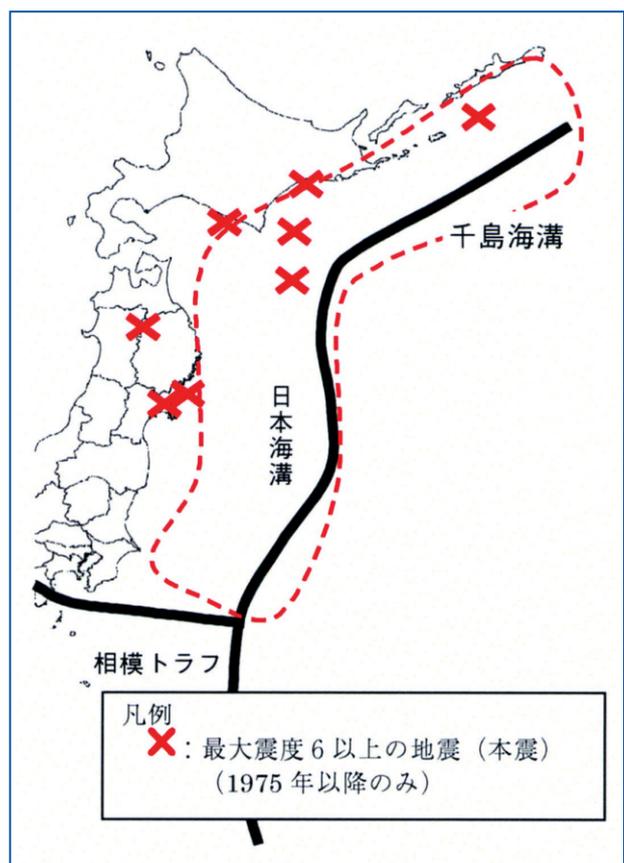
推進地域が指定されると、中央防災会議は速やかに基本計画を作成し、その基本計画を踏まえて、各省庁の出先機関、関係都道府県、関係市町村および電力会社、ガス会社等指定行政機関、指定地方行政機関および指定公共機関等は、速やかに推進計画を、病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設および危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設等を管理し、または運営する民間事業者は、推進地域指定から6か月以内に対策計画を作成し、所在する都道府県知事へ届出および市町村長へその写しを送付することとなります。

施設整備のための財政措置

積雪寒冷地域においても必要な機能を発揮しうる地震防災施設等を含めた地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等については、本法に基づき策定された推進計画を地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に適切に反映することにより推進することとされています。

地震の直前予知体制が確立した場合

また、観測施設の整備や研究開発が進展することにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の直前予知体制が確立した場合には、東海地震と同様、大規模地震対策特別措置法が適用されることとされています。



■主な日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の震源分布図

平成17年度総合防災訓練

政府は、毎年9月1日の「防災の日」に、災害発生時の応急対策に関する準備の検証・確認と、国民の防災意識の高揚を図ることなどを目的として、首都直下地震および東海地震を想定し、関係地方公共団体との連携により総合防災訓練を実施しています。

平成17年度における訓練内容は、以下のとおりです。

首都直下地震対応訓練

首都直下地震対応訓練では、以下を想定しました。

- ・地震発生日時：9月1日 7時10分
- ・震源地：東京湾
- ・地震の規模：マグニチュード7.3
- ・最大震度：震度6強

総理官邸において内閣総理大臣をはじめ、各閣僚の出席の下、閣僚協議・閣議、緊急災害対策本部会議等の政府本部運営訓練を実施しました。現地訓練としては、①千葉市に内閣府副大臣（防災担当）以下を派遣し、千葉市災害対策本部との合同連絡調整会議に出席。②八都府県合同防災訓練に連携して、警察、消防、海上保安庁および自衛隊による広域的な地震災害応急対策訓練を行うとともに、専門のトレーニングを受けたDMAT（災害派遣医療チーム）が初参加し、関係機関の連携による広域医療搬送訓練の全行程を行いました。また、千葉市会場に内閣総理大臣を団長とする政府調査団を派遣しました。

東海地震対応訓練

東海地震対応訓練として、以下を想定しました。

- ・地震発生日時：9月2日 9時30分
（実時間：9月1日 9時30分）
- ・震源地：静岡県中部
- ・地震の規模：マグニチュード8.0
- ・最大震度：震度7

情報伝達訓練として、地震情報の情報伝達訓練を行うとともに、静岡県・焼津市総合防災訓練に連携して、内閣府事務次官以下を政府調査団として派遣しました。



訓練緊急災害対策本部会議

南関東地域直下(首都直下)の地震対応政府図上訓練を実施

〔訓練の概要〕

政府は、平成17年5月19日（木）に関係省庁等から災害対策要員を集め、南関東地域直下（首都直下）の地震対応政府図上訓練を総理大臣官邸内で実施しました。これは、平成16年度の訓練として、1月に予定していたところを新潟中越地震への対応のため年度を越えて延期したものです。

訓練は、八都府県と共同して実施するとともに、日本赤十字社、国立病院機構災害医療センター等関係機関の支援を得て実施され、政府に連携した訓練を含めた全体の参加者については、34機関約1,400名となりました。また、訓練は、政府事務局の状況判断の能力を高め、災害応急対策業務の実践的対応能力の向上に資することを目的に、政府の対応と地方公共団体との連携を重点に実施され、想定首都直下地震（震源：東京湾北部、規模：マグニチュード7.3）の発災後、初動約12時間の連続状況下で総合的な図上訓練を実施しました。この際、特に政府事務局に対しては、300件以上の状況付与を行い、災害応急対策立案の訓練を実施しました。

〔訓練の成果〕

訓練全般の成果としては、政府事務局の活動の実効性について評価を行い、今後改善を要する事項を明らかにするとともに、特に「南関東地域震災応急対策活動要領」の見直しに必要な資料を得ました。見直しの主要なポイントは、次のとおりです。

- ①現地対策本部設置の考え方
- ②輸送力確保の体制と輸送力割当てのための調整の考え方
- ③首都混乱防止の考え方と帰宅困難者対策

防 災
功 労 者
表 彰 式

平成17年防災功労者を表彰

内閣府では、平成17年度防災週間行事の一環として、防災功労者（団体、個人、ボランティア、企業など）を表彰しました。

防災功労者内閣総理大臣表彰は、災害時における人命救助や被害の拡大防止等の防災活動の実施、平時における防災思想の普及または防災体制の整備の面で貢献し、特にその功績が顕著であると認められる団体または個人を対象として表彰するものです。

平成17年防災功労者内閣総理大臣表彰は2個人、32団体が受賞し、9月8日（木）に内閣総理大臣官邸で表彰式が挙行されました。また、防災功労者防災担当大臣表彰は2個人、12団体が受賞し、内閣府本府講堂で9月6日（火）に表彰式が行われました。

●平成17年防災功労者内閣総理大臣表彰受賞者●

【防災体制の整備】

早稲田大学教授 伊藤 滋 (東京都)
東京大学名誉教授・気象庁顧問 溝上 恵 (東京都)

【防災思想の普及】

鶴舞自治会・鶴舞自主防災委員会 (埼玉県)
ひらつか防災まちづくりの会 (神奈川県)

【災害現場での顕著な防災活動】

(平成16年における消防団の災害出動)

長岡市長岡消防団 (新潟県)
長岡市中之島消防団 (新潟県)
長岡市山古志消防団 (新潟県)
三条市三条消防団 (新潟県)
小千谷市消防団 (新潟県)
見附市消防団 (新潟県)
栃尾市消防団 (新潟県)
川口町消防団 (新潟県)
豊岡市豊岡消防団 (兵庫県)
福岡市水上消防団玄界水上分団 (福岡県)

(平成16年における災害警備活動)

新潟県警察災害警備本部 (新潟県)
福井県警察災害警備本部 (福井県)
京都府警察災害警備本部 (京都府)
兵庫県警察災害警備本部 (兵庫県)

(平成16年における災害派遣活動)

陸上自衛隊第三師団災害派遣部隊 (兵庫県)
・同支援部隊
陸上自衛隊第十二旅団災害派遣部隊 (群馬県)
・同配属部隊・同支援部隊
海上自衛隊舞鶴地方隊災害派遣部隊 (京都府)
・同支援部隊
航空自衛隊航空支援集団・同支援部隊等 (東京都)
航空自衛隊中部航空方面災害派遣部隊 (埼玉県)

(平成16年新潟県中越地震災害母子救助活動)

仙台市消防局 (宮城県)
水戸市消防本部 (茨城県)
宇都宮市消防本部 (栃木県)
千葉市消防局 (千葉県)
東京消防庁 (東京都)
新潟市消防局 (新潟県)
長野市消防局 (長野県)

(平成16年海難救助活動ほか)

第八管区海上保安本部美保航空基地MH795号機 (鳥取県)
第九管区海上保安本部 (新潟県)
台風二十三号に伴う伏木富山港集団海難現地対策本部
伏木海上保安部 (新潟県)
第九管区海上保安本部新潟航空基地 (新潟県)

●平成17年防災功労者防災担当大臣表彰受賞者●

○個人

【防災体制の整備】

東京大学教授 阿部 勝征 (東京都)

【原子力防災】

放射線医学総合研究所理事長 佐々木 康人 (千葉県)

○団体

【災害時の防災活動】

日本赤十字社栃木県支部救急法奉仕団 (栃木県)
(社) 東京都医師会 (東京都)
(社) 新潟県トラック協会 (新潟県)
新潟県環境整備事業協同組合 (新潟県)

新潟県災害救援ボランティア本部中越センター

(新潟県)
あいち中越支援ネットワーク (愛知県)
日本赤十字社岡山県支部機動奉仕団 (岡山県)

【防災思想の普及】

練馬区＜防災・安全＞教育推進協議会 (東京都)
心のあかりを灯す会 (京都府)
柘野学区自主防災会 (京都府)

【防災体制の整備】

福住町町内会 (宮城県)
東京災害ボランティアネットワーク (東京都)
特定非営利活動法人 アムダ (岡山県)

防災フェア2005を開催

内閣府は、仙台市、防災週間推進協議会と共同で、「防災フェア2005」を9月2日（金）～9月5日（月）にかけて、宮城県仙台市で開催しました。この「防災フェア2005」は、「仙台からチャレンジ！ 家庭で、地域で、社会でつくる防災力」をサブテーマとして、JR仙台駅や勾当台公園、仙台市情報・産業プラザを会場に、防災に関する知識を楽しみながら学べるものです。

会場のステージでは、ミニ防災講座、クイズ大会、気象予報士トークショーなどのイベントが展開され、大人に交じて子どもたちも楽しそうに参加していました。

また、会場の一角には、防災関係機関の展示ブースが設けられたほか、降雨体験や地震体験装置、炊き出し訓練などの体験コーナーも設置され、さまざまな体験ができました。

さらに、津波や、住宅の耐震化、防災まちづくりの第一人者である方々による防災講演会に加え、新たな試みとして、全国のまちづくり推進団体による各地域における防災まちづくりの取組みの発表、表彰を行う「全国防災まちづくりフォーラム」を開催しました。

第1回全国防災まちづくりフォーラムの開催

9月4日、防災フェア2005において第1回全国防災まちづくりフォーラムを開催しました。このフォーラムは、全国の防災まちづくりに取り組む関係者が集い、各地域における防災まちづくりの状況を報告しあい、ノウハウを交換し、相互を励ましあう場を提供することを目的として今回の防災フェアから新たに開催するイベントです。



■展示ブースの様子

防災まちづくりフォーラム活動発表会

活動発表会には、宮城県をはじめ、東京都、大分県、静岡県、新潟県などから22団体（うち、宮城県から9団体）が参加し、それぞれの団体からスライドやビデオ、寸劇などによる趣向を凝らした発表が行われました。

これらの発表に対して審査委員（審査委員長：伊藤滋早稲田大学教授）と発表者相互の投票による審査が行われ、静岡市から参加した「大岩二丁目自主防災会」が最優秀賞および日本損害保険協会賞を受賞しました。

大岩二丁目自主防災会の活動発表では、地域の災害時要援護者を把握するために防災台帳を作成した際に、地域の人々が持つ資格についても調査したことで、さまざまな人材がいることが判明し、例えば、医師は医療班、看護師は救護班など、専門的な技能を活かした緊急時の役割分担を行っていることが報告されました。また、阪神・淡路大震災を契機として、見学型だった防災訓練を参加型訓練とするために、地域内に9つの班別防災会を作り班毎に独立した訓練を行うことにより、参加者を増やすことができたことなど、歴史ある活動の上にさらに様々な工夫を凝らしていることが報告され、今後の展開にさらなる発展性が期待できることから高い評価を得ました。そのほか、応用賞および最多得票賞を「社団法人宮城県建築士会」が、発案賞を「早稲田商店会」が、表現賞を北九州市から参加した「ひとりでも安全・安心まちづくり実行委員会」が、審査特別賞を仙台市から参加した「鉤取ニュータウン町内会」が受賞しました。



■大岩二丁目自主防災会の鈴木氏が最優秀賞を受賞

活動発表会のほか、「緑化による防災の道づくり、まちづくり」～太平洋沿岸リレーシンポジウム～が行われ、特定非営利活動



■防災まちづくりの活動発表の様子（ひらつか防災まちづくりの会による防災カルタ取りの実演）

法人日本公開庭園機構から地震によるブロック塀の倒壊被害を防止するための安全緑地づくりについて講演がありました。また、社団法人日本損害保険協会から「ぼうさい探検隊」の取り組みに関するプレゼンテーションが行われ、昨年のぼうさい探検隊マップコンクールで賞を受賞した石巻市立湊小学校から、その後のまちの様子について、ビデオレターによるレポートが紹介されました。

さらに、会場には展示ブースが設けられ、防災まちづくり活動を行っている団体の活動状況のパネル展示や、防災に関する取り組みを行っている団体、企業などによる住宅の耐震化に関する展示や防災グッズの展示などさまざまな展示が行われ、参加者の関心を集めていました。

全国防災まちづくりフォーラムの今後

減災社会を実現するためには、行政による公助のみならず、個人個人の自覚に根ざした自助、さらには地域コミュニティ等における共助の取り組みが必要です。今回のフォーラムにおいて、普段それぞれの地域で防災まちづくりに取り組んでいる関係者が集い、活発に情報交換を行い、互いのノウハウを共有できたことは今後の防災まちづくり活動において大変意義深いことだと思います。内閣府では、永続的な活動として防災まちづくり活動に取り組んでいただくため、今後もこうした情報交換の場の提供に努めて参りたいと考えています。

内閣府(防災担当)人事異動

平成17年8月2日付	新	旧
政策統括官(防災担当)	榊 正剛 国土交通省大臣官房総括審議官から	柴田 高博 国土交通省都市・地域整備局長へ
企画官	三浦 知雄 国土交通省大臣官房広報課報道企画官から	昆 信明 国土交通省総合政策局情報管理部情報企画課行政情報システム室長へ
企画官	岩下 啓希 国土交通省総合政策局国土環境・調整課環境調整官から	川中 邦男 国土交通省四国運輸局企画振興部長へ
企画官	青木 栄治 国土交通省大臣官房付から	
平成17年8月15日付	新	旧
参事官(災害応急対策担当)	小暮 純也 総務省大臣官房付から	上村 章文 総務省(自治大学校部長教授)へ

7月～9月の動き

7月26日	中央防災会議の開催
7月28日	都市型震災対策関係省庁局長会議の開催
8月8日	「中山間地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会」(第3回)の開催
8月19日	中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」(第11回)の開催
8月22日	「中山間地等の集落散在地域における地震防災対策に関する検討会」(第4回)の開催
8月26日	中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第19回)の開催
9月1日	平成17年度「防災の日」総合防災訓練の実施
9月2日～5日	「防災フェア2005」の開催
9月2日	都市型震災対策関係省庁局長会議(第2回)の開催
9月5日	第4回富士山火山防災協議会の開催
9月6日	平成17年防災功労者防災担当大臣表彰式の開催
9月8日	平成17年防災功労者内閣総理大臣表彰式の開催

10月～11月の防災関係行事予定

10月中旬	中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」(第5回)
-------	---

被災者生活再建支援法に基づく 支援金の支給状況

(平成17年7月31日現在)

(支給申請期間中のもの)

法適用年月日	支援対象
平成16年6月27日	6月佐賀県突風災害 佐賀県(1市)
平成16年7月13日	7月新潟県豪雨災害 新潟県(4市2町1村)
平成16年7月18日	7月福井県豪雨災害 福井県(2市3町)
平成16年8月17日	台風第15号豪雨災害 愛媛県(1市)
平成16年8月30日	台風第16号豪雨等災害 愛媛県(1市)、岡山県(3市1町)、香川県(2市)
平成16年9月7日	台風第18号豪雨等災害 広島県(1市1町)
平成16年9月29日	台風第21号豪雨災害 三重県(1市2町1村)、愛媛県(3市1町)、兵庫県(1市2町)
平成16年10月9日	台風第22号豪雨災害 静岡県(全域)
平成16年10月20日	台風第23号豪雨災害 岐阜県(1市)、京都府(4市3町)、兵庫県(全域)、香川県(4市5町)、岡山県(1市)、徳島県(4市)
平成16年10月23日	新潟県中越地震 新潟県(全域)
平成17年2月1日	三宅島噴火災害(帰島関連分)(1村)※ 東京都三宅村(全域)
平成17年3月20日	福岡県西方沖を震源とする地震 福岡県(全域)

(制度開始時からの総合計)

既支給世帯数	5,834世帯
支給額	41億7,600万円

※ 帰島に係る長期避難解除世帯特例制度適用による

表紙写真提供：宮崎県宮崎市
鹿児島県垂水市

監修 内閣府(防災担当)

〒100-8969 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
(中央合同庁舎第5号館3階)
TEL：03-5253-2111 (大代表)
URL：http://www.bousai.go.jp



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車
B3b出口より連絡通路へ

編集・発行：(株)防災&情報研究所

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町4-7 日本橋エビスビル7F / tel. 03-3249-4120 / fax. 03-3249-7296

http://www.idpis.co.jp/ e-mail: idpis@cd.inbox.ne.jp

※本誌についてのご意見などは (株)防災&情報研究所までご連絡ください。